

岡山県と〇〇〇との連携及び協力に関する協定書

岡山県後楽園事務所（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、岡山後楽園の園内亭舎の利用促進による魅力発信と文化財庭園の素晴らしさが再発見できる新たな機会創出に向けた連携・協力を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、甲と乙がそれぞれ保有する資源を有効に活用し、岡山後楽園の格式や歴史的価値を最大限活用するため、園内亭舎の利用を促進することにより、岡山後楽園の魅力を国内外に発信するとともに、文化財庭園の素晴らしさが再発見できる新たな機会創出等に向けた連携・協力を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙が相互に連携及び協力をを行う事項は次のとおりとする。

- (1) 岡山後楽園を会場とする各種プランの企画立案
- (2) 岡山後楽園を会場として使用する企業・団体等（以下「使用者」という。）の募集、プランの契約
- (3) 事業実施に必要な亭舎利用申請等の手続き
- (4) 文化財保護法に係る現状変更許可申請並びに保存に影響を及ぼす行為の届出等に必要な調整
- (5) 事業を安全かつ円滑に実施するための事業内容や会場設営計画等に関する事前協議
- (6) 設営・撤収時の会場や城内における安全管理や施設の保護・管理、清掃等の実施（使用者への使用条件等の周知徹底を含む。）
- (7) 事業実施時の安全管理及び事業運営に必要な人員や備品の確保（経費の負担）

第3条 甲及び乙が負担する経費は以下のとおりとする。

- (1) 乙は、使用者の募集や誘致、亭舎利用に係る企画・調整、会場設営等の一切の経費を負担する。なお、使用者から必要な経費を徴収することは妨げない。
- (2) 甲は、コーディネーターの名称や連絡先、企画提案内容、これまでの運営実績を岡山後楽園公式ホームページに掲載し、広報を行う。

（名称）

第4条 乙は、第2条、第3条の業務を実施するにあたり「岡山後楽園認定コーディネーター」と称することができる。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から、令和9年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了の日の1ヶ月前までに甲または乙のいずれか一方から何ら意思表示がないときは、当該有効期間は更に2年間更新されるものとし、その後についても同様とする。

(解消)

第6条 甲は、乙の業務内容に虚偽の内容が発覚、非行、または重大な過失があり、コーディネーターにふさわしくないと認められる場合は、即日、協定を解消することができる。この場合、乙の相手方に損害が生じたとしても、甲は一切補償しない。

(その他)

第7条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　岡山県岡山市北区後楽園1番5号
岡山県後楽園事務所
所長　山田　威夫

乙